

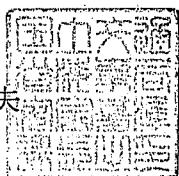
国海安第41号
平成22年6月9日

社団法人 日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局

安全基準課長

久保田 秀夫



「船舶設備規程等の一部を改正する省令」及び
「船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示」等
について（通知）

「船舶設備規程等の一部を改正する省令」、「船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示」及び「船舶区画規程第三十九条の二の装置及び船内の場所を定める告示」が、平成22年6月18日に公布される予定ですので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



船舶設備規程等の一部を改正する省令及び
船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示
について

平成22年6月
海事局安全基準課

改正の背景

現在、海難事故の防止及び海上の人命の安全を確保するために、1974年の海上における人命の安全のための国際条約(以下「SOLAS条約」と言います。)が発効しており、我が国もこの条約の締約国です。

国連の専門機関である国際海事機関(以下「IMO」と言います。)では、近年の旅客船の大型化の流れを考慮し、平成12年5月に開催されたIMOの第72回海上安全委員会(以下「MSC」と言います。)から、総合的な旅客船の安全性の見直しの審議が開始されました。審議の中で、大型旅客船では、一定規模の浸水・火災が発生した場合に、退船するよりも自航又は曳航されて帰港した方が旅客及び船員の安全を確保できるとの認識が共有され、船舶の設備等に関し、一定規模の浸水・火災が発生した場合であれば自航又は曳航されて帰港できるようにするための措置を求ることとし、この他にも防火関係を中心に改正すべき要件を特定し、平成18年12月に開催されたMSC82において条約附屬書の改正が採択されました。

これらの改正の内容を担保するため、船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号。以下「設備規程」と言います。)、船舶区画規程(昭和27年運輸省令第97号。以下「区画規程」と言います。)、船舶消防設備規則(昭和40年運輸省令第37号。以下「消防規則」と言います。)、船舶防火構造規則(昭和55年運輸省令第11号。以下「防火規則」と言います。)、及びこれらの関係告示について所要の改正を行いました。

また、今回、国際航海に従事する旅客船の安全基準が強化されるにあたり、陸岸から比較的離れた区域を航行する内航旅客船においても火災時の安全性を強化するため、主垂直区域の設置義務を内航旅客船(遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶(限定近海船を除きます。))に新たに適用する改正を行いました。

改正の概要

1. 旅客船の安全対策

(1) 水密区画の浸水警報装置の設置

平成22年7月1日以降に建造される36人を超える旅客を運送する旅客船(内航旅客船については、平水区域を航行区域とするものを除きます。)は、隔壁甲板より下の水密区画(30 m³以上で、かつ、最大区画喫水における毎センチメートル排水量以上の容積を有するもの。)に浸水警報装置を設置しなければなりません。ただし、モニタリング装置により船橋(及び非常用制御場所)で水密区画の水位が把握でき

る区画(燃料油タンク等)には当該装置を設置する必要はありません。

(2) 火災探知装置等の設置

①位置識別機能付火災探知装置

平成22年7月1日以降に建造される36人を超える旅客を運送する旅客船(内航旅客船については、平水区域を航行区域とするものを除きます。)の火災探知装置及び手動火災警報装置は、火災の発生及びその位置を各探知器ごとに特定できるものでなければなりません。

②旅客室に設置される火災探知装置

平成22年7月1日以降に建造される36人を超える旅客を運送する旅客船(内航旅客船については、平水区域を航行区域とするものを除きます。)の旅客室に設置される火災探知器は、設置された場所に可聴警報を発するものでなければなりません。

(3) 火災の抑止

①売店にかかる隔壁・甲板の仕切りの要件の強化

平成22年7月1日以降に建造される36人を超える旅客を運送する旅客船(内航旅客船については、隔壁・甲板に防火構造仕切りが要求されるものに限ります。)に設ける隔壁・甲板の仕切りに防火構造要件を適用するにあたっては、当該隔壁・甲板に隣接する場所のうち、売店を「火災の危険が中程度である居住区域等」から「火災の危険が多い居住区域」に変更します。

②アトリウム(多層甲板公室)の保護

平成22年7月1日以降建造される旅客船(内航旅客船については、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(限定近海船を除きます。)に限ります。)のアトリウムは、A級仕切りで形成された囲いの中になければなりません。また、アトリウム内を仕切る甲板もA級仕切りでなければなりません。

③調理室のレンジからの排気ダクト

(i) 平成22年7月1日以降建造される36人を超える旅客を運送する旅客船(内航旅客船については、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限ります。)の開放された甲板に設置される調理設備のレンジの排気ダクトが居住区域又は可燃性材料がある区域を通過する場合には、船内の調理室のレンジの排気ダクトと同じ要件を適用します。

(ii) 平成22年7月1日以降建造される36人以下の旅客を運送する旅客船(内航旅客船については、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限ります。)の調理室のレンジの排気ダクトが居住区域又は可燃性材料がある区域を通過する場合には、ダクトの下端だけでなく、上端にもダンパーを設置しなければなりません。

④主洗濯室の排気ダクト

平成22年7月1日以降に建造される36人を超える旅客を運送する旅客船(内航旅客船については、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするものに限ります。)の主洗濯室の排気ダクトには、フィルター、遠隔で操作できる自動閉鎖可能なダンパーの設置等が必要になります。

(4) 補助の非常照明装置

平成22年7月1日以降に建造される旅客船(内航旅客船については、平水区域を航行区域とするものを除きます。)の旅客室には、出口を明瞭に示すため補助の非常照明装置(照明装置の給電が止まった際に自動的に点灯し、30分以上点灯しているもの。)を設置しなければなりません。

(5) 自蔵式呼吸具用空気ボンベ再充填装置の追加

平成22年7月1日以降建造される36人を超える旅客を運送する旅客船(内航旅客船については、遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの(限定近海船を除きます。)に限ります。)に備え付けている空気ボンベの数に関わらず、自蔵式呼吸具用空気ボンベに空気を再充填できる装置(コンプレッサ又はエアタンク)を備え付けることが必要になります。

(6) 浸水・火災時の安全帰港

平成22年7月1日以降に建造される3以上の主垂直区域を有する又は長さ120m以上の外航旅客船は、隔壁甲板下の1区画が浸水した場合又は火災により火災発生場所から最寄りのA級仕切りまでの範囲が焼失した場合でも、推進装置、操舵装置等の機能を維持するよう設計されることが必要となります。また、帰港の際に旅客と船員に照明、食料、トイレ等の基本的なサービスを提供する避難場所を設置しなければなりません。

(7) 火災時に機能維持すべきシステムの設計要件

- ① 平成22年7月1日以降に建造される3以上の主垂直区域を有する又は長さ120m以上の外航旅客船は、火災により、1つの主垂直区域が焼失した場合においても、秩序ある退船のため、消火主管、内部通信等の装置及び系統が少なくとも3時間維持されるよう設計されることが必要です。
- ② 平成24年1月1日以降に建造される遠洋区域又は近海区域を航行区域とする内航旅客船(限定近海船を除きます。)であって、3以上の主垂直区域を有する又は長さ120m以上の旅客船は、①の規定が適用されます。

(8) 非常用制御場所の設置

平成22年7月1日以降に建造される旅客船(内航旅客船については、平水区域を

航行区域とするものを除きます。)は、非常事態を制御するため、動力換気装置や、防火扉等をコントロールできる「非常用制御場所」を船橋内又は船橋に隣接する場所に設置することが必要です。

2. 消防設備・防火構造に関する要件の見直し

(1) 火災の抑止

① 防火扉の要件の見直し

平成22年7月1日以降に船舶に設置される防火扉については、A級防火扉は、扉下部の隙間を12mmまでとなるように設置し、敷居は不燃性としなければなりません。B級防火扉は、扉下部の隙間は25mmまでとなるように設置しなければなりません。

② ダクトの防火要件

平成22年7月1日以降に建造される旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船のダクトについては、断面積 0.075 m^2 未満のダクトにも、鋼又は鋼と同等の材料を用いなければなりません。長さ2m未満、かつ、断面積 0.02 m^2 以下のダクトに不燃性材料を用いる場合は、発熱量が 45MJ/m^2 を超えないものでなければなりません。

(2) 固定式鎮火性ガス消火装置

固定式炭酸ガス消火装置として低圧炭酸ガス装置を認めると共に、ガス放出を知らせる手段として可視機能を追加します。

3. 内航旅客船に係る安全対策の強化

平成24年1月1日以降に建造される遠洋区域又は近海区域を航行区域とする内航旅客船(限定近海船を除きます。)の船体、船楼及び甲板室は、主垂直区域に区分することとし、併せて隔壁や甲板の防火性能、階段囲壁における可燃性材料の制限及び消防員装具の数等については、外航旅客船と同じ基準を適用することとします。

4. バラスト水交換時の船橋視界の要件の緩和

平成10年7月1日以降建造される長さ55メートル以上の船舶が、バラスト水交換を行う時においては、船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成十年運輸省告示第三百十七号)で規定する船橋視界要件を満足しなくともよくなります。

5. 経過措置

これらの改正は、平成22年7月1日(以下「施行日」と言います。)から施行することとし、施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、なお従前の例によることができるることとします。ただし、1. (7)②(火災時に機能維持すべきシステムの設計要件)及び3. (内航旅客船に係る安全対策の強化)の適用については、施行日から18ヶ月後(平成24年1月1日)からとします。